

○一般職の任期付職員の採用等に関する規則

平成十四年十月十八日

福島県人事委員会規則第二十三号

改正 平成一七年三月二九日人委規則第二〇号

平成二七年三月二四日人委規則第八号

平成二八年三月二九日人委規則第三三号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「条例」という。）第八条第四項及び第十条の規定に基づき、条例第三条各項又は第四条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）及び条例第五条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一七人委規則二〇・平二八人委規則三三・一部改正)

(辞令の交付)

第二条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- 一 条例第三条各項、第四条各項又は第五条各項の規定により職員を任期を定めて採用する場合
- 二 任期付職員又は任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合
- 三 任期の満了により任期付職員又は任期付短時間勤務職員が退職する場合
- 四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第八条第一項又は第二項の規定により任期付職員又は任期付短時間勤務職員を他の職に任用する場合

(平一七人委規則二〇・一部改正)

第三条 削除

(平二八人委規則三三)

(特定任期付職員業績手当)

第四条 条例第八条第四項の特に顕著な業績とは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付職員（条例第八条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績をいう。

（平一七人委規則二〇・平二八人委規則三三・一部改正）

第五条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該特定任期付職員業績手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号。以下「給与支給規則」という。）第三十三条第一項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（平一七人委規則二〇・一部改正）

（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例）

第六条 条例第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用試験に関する規則（昭和三十七年福島県人事委員会規則第九号）第三条第一項に規定する試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号。以下「初任給規則」という。）第五条第一項各号に掲げる級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験欄の正規の試験の区分のうち、当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して初任給規則第九条第一項本文の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

（平一七人委規則二〇・平二八人委規則三三・一部改正）

（一般任期付職員の給料月額の決定等の特例）

第七条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さか

のぼった日において、初任給規則第十一条第一項各号に掲げる初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

（任期付短時間勤務職員の給与の特例）

第八条 任期付短時間勤務職員に対する給与支給規則第八条の二、第九条第二項、第三十一条第一号、第三十三条の十一、第三十四条第三号及び第四十条の四第二号の規定の適用については、給与支給規則第八条の二中「給料月額」とあるのは「給料月額（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）第八条第六項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては、同項の規定による給料月額）」と、給与支給規則第九条第二項かつこ書及び第三十三条の十一中「得た額」とあるのは「得た額、任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、給与支給規則第三十一条第一号及び第四十条の四第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与支給規則第三十四条第三号中「常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員」とあるのは「常時勤務の者、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

（平一七人委規則二〇・追加）

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、任期付職員及び任期付短時間勤務職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（平一七人委規則二〇・旧第八条繰下・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

2 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き条例第八条第一項に定める給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第十七条の規定による短時間勤務をいう。以下この項において同じ。）を開始し、又は終了した職員であって、その者の受ける給料月額が次に掲げる各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を給料として支給する。

ア 育児短時間勤務等をしている職員 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十五号）の規定による改正前の条例第八条第一項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

（平二七人委規則八・追加）

附 則（平成一七年人委規則第二〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年人委規則第八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年人委規則第三三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。